

行政手続法施行令の一部を改正する政令案の概要について

1. 趣旨

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3年法律第58号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第4号の規定に基づき、行政手続法施行令（平成6年政令第265号。以下「施行令」という。）の一部を改正する所要の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 行政手続法第39条第1項において、命令等を定める機関が命令等を定めようとする場合には、広く一般の意見を求めなければならないと規定されているところ、施行令第4条は、同法第39条第4項第4号の委任を受け、同条第1項の規定を適用しない命令等として、相反する利害代表者及び公益代表者により構成されるいわゆる三者構成の委員会等において審議を行うこととされているものを規定している。
- 今般、改正法の一部の施行に伴い、雇用保険法（昭和49年法律第116号）が改正され、みなし被保険者期間の計算の特例に関する規定が改正法附則第1条第2号に掲げる日から施行される。
- 当該規定の施行に伴い新設される、みなし被保険者期間の計算の特例に係る命令等は、三者構成の委員会等である労働政策審議会の意見を聴くものとされる命令等として、改正法の一部の施行に伴い雇用保険法第72条に追加されるため、施行令第4条第1項第10号に雇用保険法第61条の7第3項の規定により読み替えて適用する同条第1項の厚生労働省令で定める理由及び日の命令等を追加する。

3. 施行日

- 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日